

令和 8 年 3 月 2 5 日

重大事態に関する調査報告について

各位

沼津工業高等専門学校
いじめ対策委員会
委員長 岡田 哲男

本校において発生しました重大事態について、次のとおり報告いたします。

1. 事態の概要

本校 1 学年のクラスにおいて、SNS 上のやり取りやクラスの紛失物を巡る疑義をかけられたなどの事柄により、対象学生が精神的に強い負担を受けた事案です。対象学生からいじめに関する申し立てがあったことから、令和 7 年 7 月 29 日にいじめ対策委員会で調査チームを立ち上げ、調査を開始し、令和 7 年 11 月 5 日のいじめ対策委員会で重大事態として認定し、調査チームに第三者（弁護士）を加え対応しました。

2. 時系列（主な経過）

令和 7 年 7 月 29 日：調査チームを立ち上げ。
令和 7 年 9 月 10 日：調査開始（重大事態認定前から着手）。
令和 7 年 11 月 5 日：重大事態と認定。
令和 7 年 12 月 1 日：調査完了（おおむね 3 か月間）。

3. 調査の方法

対象学生の証言を起点に、クラス内の関係学生等に個別面談を複数名の調査員で実施しました。SNS 上のやり取りやクラス内での発言など、複数の証言を突き合わせて確認しました。

4. 認定した主な事実

- (1) 関係学生 A が、対象学生に対し、「同級生 B が対象学生の悪口を言っている」旨の虚偽の情報が伝えられた。
- (2) 同級生 C の教科書が紛失した際、関係学生 A が対象学生に対し、疑いをかけたこと。
- (3) 紛失物発生時に、対象学生のロッカーから身に覚えのない紛失物から発見された。
- (4) SNS 上のダイレクトメッセージにより、対象学生に関する誹謗中傷が拡散された。SNS アカウントの発信者の特定には至らなかった。

5. 学校の対応

学生主事等が対象学生および保護者と継続的に連絡を取り、カウンセリングの実施、試験・授業の配慮等を行いました。

6. 今後の再発防止策

- (1) SNS の適切な利用の周知・指導：情報モラル研修の実施、SNS ガイドライン策定と周知徹底
- (2) 紛失物対策の強化：ロッカー施錠の徹底等、所持品管理の指導
- (3) セキュリティ強化：該当クラス教室の防犯カメラの設置・鍵の管理徹底、学生寮の防犯対策及び防犯関係規則整備
- (4) 対象学生への配慮強化：座席配置の工夫、休み時間・放課後の見守り体制など、学年・学科全体でのフォロー